

令和4年度第3回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日時	令和4年7月21日(木)午後1時30分から
場所	静岡県庁別館8第1会議室A、B
出席者職・氏名	<p>○委員(敬称略、五十音順)11名 秋山信彦、今泉文寿、小泉 透※、斎藤貴江子、立蔵洋介※、中村雅子※、坂東 英代、東 恵子、森下 祐一(副会長) 横田久里子※、吉崎 真司(会長) ※Web参加</p> <p>○事業者等 国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所計画課 (株)環境アセスメントセンター 静岡県交通基盤部都市局都市計画課</p> <p>○事務局(県側出席者) くらし・環境部 環境局長、生活環境課長他</p>
会議内容	・「一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)環境影響評価準備書」についての審議、答申の調製
配布資料	<p>令和4年度第3回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿(審査会委員・事業者等・事務局)</p> <p>【資料1】環境影響評価手続の流れ 【資料2】伊豆縦貫自動車道概要 【資料3】一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)環境影響評価方法書に関する知事意見</p> <p>【資料4-1】委員からの意見に対する見解 【資料4-2】第1回審査会における委員からの意見に対する見解 【資料4-3】第1回審査会後の委員からの追加意見に対する見解 【資料4-4】第1回審査会後の委員からの再意見に対する見解 【資料4-5】第2回審査会における委員からの意見に対する見解 【資料4-6】三次元水収支解析に係る委員からの意見に対する見解 【資料5】一般からの意見に対する見解 【資料6-1】庁内関係課からの意見に対する見解 【資料6-2】庁内関係課からの再意見に対する見解 【資料7】伊豆市長からの意見に対する見解 【資料8】河津町長からの意見に対する見解 【資料9-1】答申案に係る主な意見 【資料9-2】答申案に係る主な意見数一覧・グラフ 【資料10】一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)環境影響評価準備書に関する答申案</p> <p><関連図書>一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)環境影響評価準備書・要約書 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針</p>

1 開会

(事務局) 第3回環境影響評価審査会を開催いたします。

本日はWeb出席も含め11名の委員の皆様の御出席をいただいております。委員の過半数の出席となりまして、本審査会の成立要件を満たしております。

本日は、一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)環境影響評価準備書について3回目の御審議をいただきます。前回6月9日に開催しました審査会において、委員の皆様からの意見に対する事業者見解について説明を受け御審議いただきました。今回は前回の審査会で出ました御意見に対する事業者の見解、三次元水収支解析について都市計画決定権者の説明を受けた後、質疑応答を行います。

会議資料は資料1から資料10と、今回は条例の都市計画決定の特例に関わるアセス手続きになりますので、都市計画決定権者と事業者の国交省が用意した参考資料の2種類を配布しています。

今回、新しく用意した資料は資料4-5、資料4-6となります。資料4-6は、都市計画決定権者の県の都市計画課から説明があります。資料9、資料10は、新たに追加した資料になります。本日の審査会の後半で資料10の答申案について御審議いただくこととなります。進行は、会長をお願いいたします。

2 審議

(会長) 前回6月9日の審査会で、委員の皆さんから多くの御意見をいただいております。まず事業者から見解を説明いただき、続いて三次元水収支解析の説明をお願いいたします。

(都市計画課) 都市計画課から前回の第2回審査会での御意見に対する見解について、説明します。配布の資料4-5、委員からの意見等に対する事業者の見解、第2回審査会質疑等についても説明します。

まず資料4-5の意見番号1、土地の安定性について「準備書に記載があるが根拠が示されていないので、根拠を確認したい。非公開の部分があるならば、その部分を避けて、標高との関係を示し、評価書に根拠を記載するように修正すべきである。滞留時間についても同様であり、次の審査会では評価書に記載する案を示してほしい。」という意見です。

事業者の見解としては、位置図の代わりに標高値で示すなどを工夫し、水質分析の結果を取りまとめ、今回の第3回審査会で提示します。詳しくは、後ほど事業者より説明します。

資料4-5の意見番号6、日照阻害について「河津インター付近では日照阻害の著しい環境影響が予測されている。著しい影響が予測されているのであれば、

住民に対して説明責任を果たす姿勢が求められると思うので、「必要に応じて」との表現を再検討してほしい。」という意見です。

事業者の見解としては、河津インター付近の一部では、高架構造物等の形式・配置等の工夫により環境保全措置を検討しました。しかし、住居に対しての基準または目標を超過することから、事業実施段階におきまして、住民等への丁寧な説明を行いながら、個別に対応をします。

資料4-5の意見番号10、水質について「自動車の走行に伴いタイヤが摩耗すると亜鉛等を含むマイクロプラスチックの粉塵が発生し、路面に堆積する。雨水等と一緒にどのように排水され、その排水先に影響はないのか検討する必要があるのではないか。」という意見です。

事業者の見解としては、タイヤの摩耗等による粉じんについては、技術手法に基づきまして、現時点では調査、予測及び評価を実施いたしません。ただし、最新の知見を収集し対応を検討します。

資料4-5の意見番号12、河川について「冬季に温かいトンネル湧水が調整柵に貯留すれば、新たに無効分散となるべき生物が越冬する可能性があり、越冬が発生することは無いと言い切れないのではないか、表流水との温度差の程度によるため、評価書では具体的に丁寧に説明した方がよい。」という意見です。

事業者の見解としては、トンネル内湧水は、周辺の湧水と同様の水温で発生すると想定されます。事業実施段階において生態系を大きく変えることのないよう排水先への配慮を検討いたします。

資料4-5の意見番号14、動物について「ミゾゴイは事後調査の対象となっており、馴化を行っても工事用地内で繁殖が始まる等の繁殖の経過を確認した方がよいので、事業者、工事業者、調査会社で確実に情報を共有し、必要に応じて有識者に助言を求めるような体制構築について、評価書に記載してほしい。単純にミゾゴイの馴化を行うだけの記載だけではなく、環境保全対策を具体的に記載してほしい。」という意見です。

事業者の見解としては、ミゾゴイへの配慮として、営業地付近での馴化についてサシバの記載と合わせる形で環境保全措置に加筆を検討いたします。事業実施段階の専門家から助言を得ながら進めることにつきましては、他の保全対象とともに共通事項として環境保全措置に加筆を検討します。また環境保全措置の実施にあたっての情報共有などの取り組みについては引き続き検討します。

資料4-5の意見番号27、動物について、「ロードキル防止にかかる具体的な立入防止柵、林縁保護植栽にかかるシカの食害からの防護措置の検討について、評価書に記載をお願いしたい。」という意見です。

事業者の見解としては、具体的な立入防止柵、法面緑化及び林縁保護植栽につきましても、各種指針等に基づき専門家の助言を得ながら検討します。

資料4-5の意見番号30、全般について、「事業者見解で「事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避されまたは低減されることから」としている。他の事業者見解でも類似の表現が多数あるが本当に実行可能な環境保全措置等が検討されているのか、それが分かるように検討の経過を具体的に評価書に記載してほしい。」という意見です。

事業者の見解としては、本事業では、準備書の作成段階において決定しているものを対象に環境影響評価を実施いたしました。例えば、廃棄物の項目におきましては、概略設計図に基づき切土・盛土量の差分から建設発生量約353万m³を算出し、環境保全措置として現段階で検討可能な再利用の推進、建設発生土のストックヤードの整備を記載しました。

資料4-5の意見番号31、事後調査について、「工事の影響を受けるおそれのある両生類については、生息確認されたすべての種を事後調査の対象とするように検討を求めている。この意見に対して事業者見解では不確実性があるとしたものを事後調査の対象としたと回答しているが、間違っている。事後調査に関する説明については、まだまだ不十分なところがあるので修正し対応してほしい。」という意見です。

事業者の見解としては、動植物及び生態系にかかる影響評価は、動植物の注目すべき種及び個体、生態系にあつては上位性、典型性などの指標種・群集として掲げた種等を対象に実施しました。それらの結果、「環境影響がないまたはほとんどない」と予測される対象以外について保全対象として扱い、環境保全措置を検討しました。そのうえで、予測及び環境保全措置の効果において不確実性があるとしたものを事後調査の対象としました。

資料4-5の意見番号32、人と自然のふれあいの活動の場について、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果一覧」では、5踊子歩道などは対象道路からの最短距離が0mです。これらの地点から建設道路がどのように視認できるか、フォトモニタージュやシミュレーション等でお示ください。」という意見です。

事業者の見解としては、5踊子歩道、6太郎杉遊歩道、16はちくぼ遊歩道につきましては、フォトモニタージュによる予測は採用しませんが、計画道路とハイキングコースが交差することから、移動経路、代替コースの確保を環境保全措置としています。圧迫感等への配慮を念頭にコースを設定するなど、快適性の変化や違和感の低減を想定しています。これら環境保全措置の検討にあたりましては、専門家等に助言を求めながら、関係地域との調整や最新情報の知見の入手に努め、検討します。以上で資料4-5の説明を終わります。

(会長) 引き続き、参考資料の説明をお願いします。

(国土交通省沼津河川国道事務所) 先ほど説明のあった第2回審査会の意見の資料4-5の意見番号1、意見番号2、意見番号18について、参考資料1にまとめましたので説明します。

参考資料1の1ページ、第2回審査会の意見の資料4-5、意見番号1について参考資料を取りまとめています。

事業者の見解としまして、この第3回で提示することで、回答させていただいておりますので、こちらでまとめています。評価書における記載の検討案は次項に示すとおり今回検討してまいりましたので、確認いただければと思います。具体には、3ページ以降に赤字で記載している部分が評価書への記載の検討案ですので確認いただけたらと思います。

参考資料1の2ページ、こちらも第2回審査会の意見の資料4-5、意見番号2です。こちらについても同様に、評価書への記載の検討案を次ページ以降に整理していますので、確認いただければと思います。

参考資料1の3ページ以降が具体的評価書への記載の案です。文章の中にあるものは、文章として加筆したものです。4ページのように表題のところに赤字になっているものは、表を足したと理解いただければと思います。

個別の説明については時間の都合上、割愛します。

参考資料1の37ページ、第2回審査会の意見の資料4-5、意見番号18になります。こちらについても、次ページに土地の安定性に関する追記の案を記載しております。同じように赤字、取り消すところに関しては取り消す二重線を引いておりますので、御確認いただけたらと思います。

簡単ではありますが説明は以上になります。

(会長) それでは引き続き三次元水収支解析の説明、よろしいですか。

(都市計画課) 三次元水収支解析につきましては、再び都市計画決定権者から説明します。不確実性の高い資料のため非公開の資料とさせていただきますと思います。配布しました参考資料2の三次元水収支解析に沿って説明します。まず参考資料2の1ページ、今回行いました三次元水収支解析は、上段の枠内の文章になりますが、方法書の知事意見において、「工事の実施及び施設の存在が地下水及び河川の流量に影響を及ぼすことが懸念されることから、三次元水収支解析等の定量的な解析により調査、予測及び評価を実施すること」とされていることから実施したものととなります。

まず、(1) 三次元水収支解析の概要です。解析は2ページのカラーの地図ですが、現地の特性を考慮しまして、準備書の影響予測から、水利用の影響が大きい5号トンネルから9号トンネル区間を対象範囲にしています。

もう一度1ページに戻っていただきまして、三次元水収支解析のフローはこちらの図1に示しています。

今回の三次元モデルの構築におきましては、こちらのフローのとおり、①概念モデルの検討を行いまして、次に②三次元モデルの構築では、地形や地下水、トンネル状況を踏まえまして、三次元飽和不飽和浸透流地下水解析モデルを構築しまして、③現況再現解析で基底流量時の涵養条件における定常解析で、現況地下水環境を再現し、④予測解析、評価で、トンネル施工後の定常的な影響予測を行うというものです。

参考資料2の3ページ(2)解析プログラムの選定ですが、有限要素法で解析できるFEFLOW(エフイーフロー)を用いています。

(3) 解析モデルの構築です。本事業のトンネルは最大415mの土被りが想定されることから、トンネルの湧水量が多くなる場合には比較的広域まで地下水位等の変化が及ぶ可能性が考えられ、解析範囲は4ページの図3となります。

解析モデルのメッシュサイズは3ページの表1に示しているとおりです。現段階では、地質構造の詳細が確認できていないモデルとなりますことから、後述する水文地質踏査結果及び既往の宗太郎井戸などの取水実績などをもとに、およそ100m深までを相対的な良透水ゾーン、それ以深を難透水ゾーンと想定したモデルといたしました。なお、トンネル区間が約11kmに及ぶことから、地下水面に整合がとれることを確認し、4号・5号トンネル関連流域と、6号から9号トンネル関連流域でモデルを分けることといたしました。

5ページの図4は、4号から5号トンネルの流域の地形モデルであり、トンネル浸出点、井戸揚水点などを加えて細分化した三角柱と四面体による有限要素メッシュとなっております。

6ページの図5は、6号から9号トンネル流域の地形モデルで、同じく三角柱と四面体による有限要素メッシュとなっております。

7ページの(4)1)水収支の考え方です。図6、図7のように、降雨の少ない渇水期における沢水流量 Q は、降水量 P に対し、表面流出水量 Q_s がなくなり、地下水流出量 Q_g と等しくなります。この時の沢水流量を基底流量と言いますが、同時期の当該地域の流出量は算出し、源頭湧水や表層地下水位等と整合を取りながら、定常解析、いわゆる基底流量時の解析を行いました。

8ページは、本解析で用いる涵養量の算出です。基底流量から流出高を求め、1日当たり2.3mmと設定いたしました。

9ページの図は、地質分布や平均比流量を表しています。

10 ページは、(3)水理定数についてです。浅層及び深層等に関する水理定数につきましては井戸の情報等を参考とし、破碎帯のモデル化については、現地踏査に基づく地質構造に基づきました。そのうえで表4のように、浅層の透水係数を変更しながら現況再現を図りました。4号から5号トンネルでは一番右のモデル023、6号から9号トンネルでは右から2番目のモデル003を採用しております。

11 ページはモデルの鳥瞰図です。透水係数別に色分けし表示しております。

12 ページに透水係数の設定根拠として、井戸や観測井の情報と考え方を記載しております。

13 ページは、地質構造と湧水分布についてです。5号及び6号から9号トンネル付近の現地踏査を行ったところ、各所でNW-S E方向を中心とした断層、せん断面等の地質構造に制御された地下水流動のほか、局所的な湧水の偏在、沢水の伏流といった複雑な地下水流動が確認されております。

対象地域の断層やせん断帯は、おおむねNW-S E方向からなるものが卓越しており、特に顕著な断層は、熱水変質を伴う粘土を挟在するNW-S E方向の断層であり、この断層を境に顕著な湧水が存在しています。

14、15 ページ下の断面イメージに示したとおり、熱水変質を伴う難透水性のNW-S E方向の断層、縦方向の黒線です。こちらが地下水を遮断し、水色の線で示したダムアップされた地下水がNW系の湧水帯を形成し、断層沿いに低標高へ流下していると考えられます。本解析モデルには、これらの条件を反映させました。

16 ページ、17 ページは現地踏査で確認した水文地質構造と湧水を表す図です。

18 ページは(5)現況再現の確認についてです。4号から5号トンネル流域モデルでは、宗太郎井戸の水位等との比較、6号から9号トンネル流域モデルでは、荻ノ入観測井の孔内水位との誤差が最小となるようなモデルを採用しております。こちらは水色に着色したモデルです。

20 ページは(6)予測結果です。施工前の値は、本解析の現況再現モデルで得られた値を、施工後の値は、現況再現モデルを基にトンネル施工後の解析値を示しており、施工前後の変化率と変化幅は、減少率と減少幅を示しています。

21 ページの図17は、4号から5号トンネルの施工前後の地下水面等の変化を表しています。上の図の施工前と下の図の施工後と比較しますと、左の地下水の標高を表した図で、真ん中より左側にある赤い矢印の箇所について、白線で示しました地下水浸出箇所を表す線がなくなるとの計算結果となっており、沢の流量が減少することが、想定される結果となりました。

22 ページの図18は、6号から9号トンネルの施工前後の地下水面との変化を表しています。同じく赤い矢印で示した箇所、地下水浸出箇所を表す線がなくなるとの計算結果となっています。

24 ページの図19は、三次元浸透流モデルによるトンネル施工前後の地下水面変化幅と準備書に用いた高橋の水文的方式による地下水集水範囲との重ね合わせを表しております。本解析の三次元浸透モデルは、限られた水文地質等の現地情報に基づき、図19に示す解析条件を設定した場合の定常解析結果を示したものです。

本解析結果によれば、トンネル施工時にはトンネル沿いの地下水排除によりルートを中心に三次元的に水頭が低下します。比較的土被りが深い区間では、水頭低下量が大きく、谷部では水頭低下量が小さく表示されております。ただし土被りが浅い区間や、トンネル坑口に近い区間では、水頭が良透水ゾーンであることから、地下水面が低下しやすい傾向となっています。

25 ページは、参考に高橋の方式との予測結果の違いについて、記載した図となります。以上が三次元水収支解析の結果です。

こちらの三次元水収支解析にかかる委員からの御意見等に対する都市計画決定権者の見解について説明します。

資料につきましては、配布しました資料4-6に対応する資料を御覧いただきたいと思っております。

(資料4-6)意見番号1、地下水の変化について「高橋の方式と三次元浸透流解析はいずれも前提を設けており、その前提には不確実性があります。先ほど御覧いただきました参考資料2の図20は、両者の特性を表現された図として有意義ですが、地下水位が低下する範囲における環境への影響を具体的に記述し、これに対する環境保全の措置を示してください。」という意見です。

都市計画決定権者の見解としては、予測、評価及び環境保全措置は、準備書に記載した内容のとおり、河川の流量の減少が予測されることから、環境保全措置として、トンネル湧水の沢への導水を行うこととなりますが、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、関係機関と協議し、必要に応じて専門家等の指導、助言をいただきながら、追加調査等を行い、適切な措置を講じます。

(資料4-6)意見番号2「パラメータについて、いくつかのパターンを想定し、その中でもっとも孔内水位の再現性がよいものを選定していますが、それぞれのパターンがどの程度孔内水位と対応しているのかを示すことができると、パラメータ選定の過程をより明確にできていいと思っております。」という意見です。

都市計画決定権者の見解は、現況再現性の確認状況につきましては、先ほど御覧いただきました参考資料2の18ページの表6、表7のとおりです。井戸の水位や観測井の水位との差により確認をしています。

(資料4-6) 意見番号3「いくつかのパラメータのパターンの計算結果を示した上で共通的にみられる傾向を議論するという方法もあり得るのではないかと思います。」という意見です。

都市計画決定権者の見解としては、現時点で得られる地質データ等に基づき、現況地下水環境、源頭湧水、基底流量などの再現性が高いモデルで、トンネル施工後の予測をしているというものです。

以上です。委員の方からの御意見及び都市計画決定権者の見解の説明を終わります。

(会長) 資料4-5から、前回の委員意見に対する事業者の見解に対し、委員の皆さんから質問等があれば是非お願いいたします。

(委員) 先ほど説明いただいた資料4-5の3ページの意見番号12です。

事業者の見解で先ほど説明いただいたんですけども、湧水と同様の水温、トンネル内湧水はそれらの湧水と同様の水温ということで、12月のものがここに15度から17度と記載されているんですが、河川水との温度差というのがこれだとかかなりあるんじゃないかなど。その流量によっては、影響を及ぼすのかなという気がするんですけど。要は流量との関係もあると思いますが、いかがでしょうか。

(国土交通省沼津河川国道事務所) 委員のご指摘のとおりということで、トンネルの湧水量と、流出先の河川水の量との関係で水温への影響というのは考えられるかと思っております。ここの見解にあるように事業実施段階において、生態系を大きく変えることがないように排水先への配慮というところを検討してまいりたいと考えているところです。

(委員) その辺、十分考慮していただければいいんですけども、ここの回答だと特に問題がなさそうな感じで書かれているものですから、認識していただければいいと思います。

(会長) ほかにございますか。はい、どうぞ。

(委員) 資料4-5の1ページ意見番号1の土地の安定性に係る見解の応答が参考資料1ですね。それで、例えば24ページで酸素同位体からみた地下水、温泉水の平均涵養標高という図5.6.12を出されています。この図の説明というか、この赤丸とオレンジ色の三角が200mの所にある、これは採水点が200mの所だったという意味でしょうか。採水点が200mだけでも同位体的に水の涵養標高を調べると722とか893になると、そういうことですね。わかりました。

それで、別な質問ですけど、参考資料2で、例えば10ページです。参考資料2の10ページで、水理定数の代表的な設定状況が書いてあって、破碎帯と書いて、括弧して難透水壁と書いてあって、変だなと思えば後ろの説明を見ると、要するに、これは熱水変質でできた粘土が埋めてるということなんですね。そうすると正確な表現としては、粘土脈だと思うんです。普通、破碎帯とか断層は透水係数がものすごく大きいので、非常に意外な表だと思ってみたら、そういう事情なので、少し言葉が変だと思ったんですが、これ非公認なので、今ここで言葉を直しても仕方ないわけですね。この場限りということですね。わかりました。とりあえず、以上です。

(会長) 続けて、質問や確認をお願いします。はい、委員。

(委員) 前回の質問で、資料4-5の5ページの意見番号26です。申し上げたかったことは、シミュレーションだったので、不安定感のある結果というよりも柔らかい言葉に意見を変えて、要するに道路線形に勾配があり不安定感のあるように見受けられるので、それらのシミュレーション結果の道路勾配を教えてくださいと申し上げました。

それで右側の事業者の見解なんですけど、「道路勾配は天城峠を除き2~4%で計画しています」と書いてあるのですが、天城峠はもっと大きいんですか。

(国土交通省沼津河川国道事務所) 2から4%よりも、より小さい角度になっている部分です。

(委員) 道路勾配は2%ということですね。その表現だと大きくなっているように見受けられるような回答に見えてしまうので、誤解を招くように思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) よろしいですか。他にございますか。一点だけお願いします。確認ですが、資料4-5、資料5、資料6が、この間ずっと委員の皆さんから出た意見、県庁内の連絡会の意見に対する見解をいろいろいただいているんですけれど

ども、いただいた見解の種類が、何か2種類ある気がするんですね。つまり「御指摘のとおり評価書に記載します」という返事と、単に「検討します」という返事があって、県庁内の連絡会から出た意見は、たぶん意見の出し方が上手なんでしょうけれど、多くが「評価書にちゃんと記載します」という答えが多いんですけども、委員の皆さんから出た意見とかについては「検討します」というのが多いです。質問のところに評価書に「是非、記載、掲載してもらいたい」という意見に対して、それに対する答えが十分にいただいてない気がするんですが、その辺はどのように考えたらよろしいんですか。この字のとおり「検討します」というものは検討して、評価書に載せるかどうかは、その時に考えるという返事だと思えば、よろしいんですか。

（国土交通省沼津河川国道事務所） 沼津河川国道事務所の計画課長です。今、会長からいただいた御意見で、県の関係課からの意見について「修正します」ですとか「反映させます」と記載させていただいたものの大半は、作成した時点から、新しいものができているので、それに反映させてくださいという御意見をいただいているものなので、当然、いま準備書の段階から次の段階に進むときに、それを反映し修正しますという形で御回答をさせていただいているところが多数になっています。

（会長） だいたい理解できました。

（国土交通省沼津河川国道事務所） 今回、委員の方からの御意見で、広く見るといま準備書の中で、記載させていただいている中で読めるだろうと、我々としては考えていますが、より具体的に記載するよという趣旨で御意見をいただいているものと思いますので、その内容について、より分かりやすく書けるところは書くところを「検討させていただきます」と回答しているところです。

（会長） 委員の皆さんから出てきた意見の中で、わざわざ「評価書に是非、記載してほしい」と書いてあるものについては、多分それが、委員の皆さんからの一番本音の部分のお願いだと思いますので、現時点で評価書に記載できるかどうか分からない場合においても、今後しっかり検討していただいて、事業者の可能な範囲で、実行可能な範囲で本当に検討していただいたかどうか、明確に分かるように評価書への記載というのを是非お願いしたいと考えております。

前回いろいろこだわらせていただいた建設残土と言いますか、廃棄物の件については、こういう理解でよろしいですか。つまりトンネルから出る建設残土

と言いますか、廃棄物等については、有害物質が含まれているかどうかを法律等に基づき確認しなければ、最終的にどれだけの量が出せるかがわからないので、現時点でどれだけの量をどこに持っていくかということまでは想定ができない。従って実際にトンネルを掘りはじめて、発生土が出て、その有害物質の検査をしたうえで量が決まるので、それが決まった時点で、そういう情報システムを使って具体的な処理方法を考えるという理解でよろしいんですか。

その場合、事業者として、どこまで対応しますか。発生土の情報システムを使用し、県なら県に、どこかに渡した時点で、もうそれはアセスの対象からは外れるということと考えていますか。それともその先まで、最後にどこでどう処理されたかということまでを事業者の責任、このアセスの中の責任として、対応するというところで理解すればよろしいですか。

（国土交通省沼津河川国道事務所） お答えさせていただきます。まず、建設発生土、実際にトンネルを掘ったりするとか、山を切った際に発生する土に関して、いま現時点で持って行く先が決まってないというのは、まず御認識のとおりです。それで、トンネルを掘り始めてから持って行く先を調整するわけではなくて、実際に掘りはじめる前の設計をより細かく検討していく段階で、ボーリング調査等を実施いたしますので、その際に重金属や酸性土の可能性があるのか、確認させていただきます。そこを踏まえまして、こういう時期でこのぐらいのボリュームを持っていけるかどうかを、周辺の自治体と調整をさせていただきながら、最終的に持って行く先を決めていくところを、実際に事業化してから行うことになります。

会長から最後お話いただきました今回のアセスとしての影響が、どこまで及んでいるのか、といったところですが、最終的に持って行った先で、どのような環境的な影響が出てしまうのかというのは、当然このアセスの中には含まれておりませんので、実際に自治体で宅地開発ですとか、あるいは何かしらの開発に持っていくことになると思うんですけども、そちらについてアセスの要件等に該当すれば、そのそれぞれの事業者で実施をして、確認をいただいているところに我々は持って行く形になっています。

（会長） 今回トンネルを掘削することで出てくる発生土の量は、相当な量が予想されていますよね。そうなる、もう出てきてあとは預けたからそちらの法律で、出した方のルールで対応していただきます、というだけで終わるのかなというのが少し心配なこととして。かと言って、どれだけ、どこに行くかが分からないので、では、どこまで責任を持って対応しますということまでは、この評価書の中である程度を書けるものだと思っております。

今のようなお話だともう預けてしまえば、そちらのルールでやってもらえないということなんですけれども、それでいいのかなという思いがあるところです。

(国土交通省沼津河川国道事務所) 例えばの数字で説明させていただきます。100 m³の土が発生しましたという話になった際に、20 m³をこういった用途に使いますというお話があった際に、我々としては100 m³のうちの20 m³だけ、そちらの事業の方に持っていかせていただきます。当然その20 m³やることの内容については、各事業者の市町や県というところで御確認いただいたところに、我々として持って行かせていただく。それで、その100 m³発生したうちの20 m³しかまだ持っていけないので、その段階での80 m³については、まだ我々事業者として、まだ処分ができていない状態になります。ですので、引き続きその80 m³を持っていける先については、我々として探していく、自治体と調整をしていく。当然その自治体で環境影響上の問題のない事業なのかどうかを確認いただきながら、我々としては持って行くというところになります。

(会長) そこまで御確認いただけると理解すればよろしいんですね。つまり、ポンと渡すだけでなく、こういうアセスを行った結果であるので、環境影響についても、しっかり確認した上で処理してくださいねというところまで御確認いただけると考えて、よろしいですか。

(国土交通省沼津河川国道事務所) そのように、できる限り協議調整を行うというところで、アセス上でそこまで書ききれない部分があるのと、持って行く先の規模により、当然、アセスの要件等に該当したりしなかったりすると考えております。そのあたりは当然、持って行く際に、今後、盛土の条例等いろいろ変わってくる部分もあると思いますので、当然そういったものに準拠したところに我々としては持って行くといったところで考えております。

(会長) 是非その辺を書けないまでも、しっかりと法令に準拠して、環境に配慮した措置というところまでしっかりやってくださいねと、いうようなところまで是非、確認したうえで処理に出すと言いますか、そういうところまでお願いできればと思いますので、その辺も含めた御検討を是非、実施段階では、よろしくお願ひしたいと思います。

(国土交通省沼津河川国道事務所) はい、かしこまりました。

(会長) 他によろしいですか。 はい、委員。

(委員) 参考資料1の一番最後の38ページで、土地の安定性のところですが、このことについては私が1回目、2回目とも発言しておりますけれども、ここで「本地域には既存資料及び現地調査において、広範囲に熱水変質帯が分布していることを確認しています」ということで、そういったことは認識されているということですが、そのあとの文章が少し論理的にどういう繋がりなのかということで、「安定性に留意した設計・施工の検討を行うことから環境影響評価では取扱いません」という…。1回目、2回目とも環境アセスの中で、こういうことをやるべきだということを申してきたんですが、それはそうなんだけれども、「しっかりやるから大丈夫ですよ」という意味なんですか。これは。

(国土交通省沼津河川国道事務所) 準備書の段階から、そのように考えております。

(委員) そうすると、環境アセスの考え方にもよるんですけども、当然いろいろな法令に従ってやっているわけで、それとは別の観点から環境アセスがあるんだと思うんですね。だから、実際この熱変質について全く扱ってないわけではなくて、準備書で扱っているわけですね。ところが、その扱ひ方が温泉との関係性で扱っているわけです。なので、そここのところの認識が狭すぎるということで、熱変質というのは、やはり土地の安定性という観点で考えるべきだということを申しあげてきたわけです。

なので、この文章上のことを云々というよりは、そここのところをきっちり理解していただいて、今後の事業に生かしていただきたいと思います。温泉との関係で扱うようなものではなくて、もちろん狭い意味ではそういう問題もあるのかもしれませんが、やはり土地の安定性という枠の中で、考えていくべきものだと考えていますし、特に伊豆半島で事業をする場合には、もうこのことは切っても切れない関係だと思っておりますので、そここのところは関係する皆さんが、事業を進める上で是非、認識をもっていただきたいと思っています。

(会長) 今回の伊豆半島は、わさび田の問題もありますし、従来の環境影響評価そのものの項目をストレートに扱わないものもあるのも重々承知しているんですけども、環境アセスの考え方のいろんな、例えば基礎的項目とか、評価項目を選定するときに、必ずその中に「その他」という項目があります。項目においても「その他」というのがありますし、それから技術的な調査方法とか、考える時には必ず「その他」という項目がありまして、その「その他」という

のは、いわゆる技術指針に則っていることに当てはまらないようなケースが発生した場合、やはりその地域、その場所の特性に応じて、「その他」という項目の中で是非、扱いたまおうというのが多分このアセスの基本的な考え方だと考えますので、是非一般的な技術指針、道路のアセスの技術指針に載っていないから、アセスの影響評価の外であるというように是非お考えにならないで、そういうものが、その地域の特殊性であるのであれば、地域の特殊性に応じて、「その他」というところで扱っていただいて、しっかりと対応していただくということがいいと思いますので、是非そのような考えで取組んで頂けるという考えました。

では、準備書も今日で3回目の質疑になりますので、特に皆さんから追加の質問等がなければ、質疑応答は終了します。ありがとうございました。

(事務局) 事業者の皆様は、退席となります。ありがとうございました。それでは、休憩をとらせていただきまして、再開させていただきます。

<休憩>

3 答申の調製

(会長) それでは審議を再開します。答申案をこれから調製して、まとめなければならぬのですが、なかなか事業規模も大きく項目も多くあり、これを一気にまとめるのはなかなか難しいと考えたものですから、私と事務局で事前に打ち合わせをしまして、案を作成をさせていただきました。今からそれを提示しながら、御確認をいただきたいと思います。時間が限られています、積極的に御発言いただければありがたいです。では、事務局から答申案の作成について説明をお願いします。

(事務局) 資料10が答申案で、どのように事務局でまとめたか最初に説明します。審査会での質疑応答を含む準備書に対する委員の皆様からの意見、一般意見、伊豆市長と河津町長からの意見、関係庁内課からの意見の全ての合計が約350の意見となりました。この350意見のうち、記載事項の確認等を除いた主な意見をおよそ220意見を抽出し、これに方法書の知事意見のうち25意見を加えた約240意見について環境要素の区分ごとに整理しました。それが資料9-1となります。この資料9-1は資料3から資料8の意見を抽出し、まとめて並べ直した資料です。要するに資料10の引用元がどこになるか確認しやすいように整理し、資料9-1で意見を並べ直して示しております。

抽出した約240意見を分類して、意見元ごとに資料9-2に整理し、グラフ等でまとめました。それぞれ意見元別に、どの環境要素に注目しているか傾向があります。皆様の着目点の違い、傾向が様々なので、資料9-1でまとめた意見を全て踏まえるように答申案を作成しており、総花的な内容になっております。

意見の数としては割合が少ないですが、審査会の御審議を踏まえて、全ての環境要素に共通する事項として、環境負荷の低減、事後調査や環境保全に係る事項は、答申案の最初の全般的事項で述べております。

資料10の目次を御覧ください。最初の「はじめに」から目次が始まっておりまして、全般的事項は4項目、個別事項は全部で13項目からなります。

1ページの「はじめに」で、地域の特徴や事業の概要を書きまして、2ページで全般的事項として、先ほど申し上げましたとおり全ての環境要素に共通するような環境負荷の低減、事後調査や環境保全措置の内容をまとめており、3ページで地域の住民等への丁寧な説明するよう述べております。

資料10の答申案1ページの「はじめに」では、まず第1段落で事業について述べており、これは方法書の知事意見を踏まえています。次の第2段落が伊豆半島、ジオパークの関係、第3段落が国立公園や世界農業遺産に認定されました水わさびの伝統栽培、第4段落が踊子歩道や太郎杉歩道などの歴史文化をもつ名所が存在しており、わが国屈指の観光地となっていること。次の段落が本事業への期待と、後世に受け継ぐべき普遍的な価値をもつ地域であることから、これらが両立するような、地域の固有の資産が維持されてこそ本事業は意義あるものとする考えを述べて、最後に影響の回避、最大限の低減を図ることを求めています。下線は注釈を付ける予定です。

2ページ目を御覧ください。I全般的事項、1必要最小限の土地の改変、最大限の環境の保全ということで、大規模な土地の改変をこの伊豆地域、天城山系で行うものですが、水資源や動植物への影響の回避、低減を踏まえる観点から、土地の改変を必要最小限に努めることを最初に述べまして、環境基準値以下に抑制すれば問題はないという姿勢ではなくて、できる限り工事中から供用後にいたるまで、自然環境、生活環境への回避、低減を最大限図ることを求めていることを最初に述べております。

(会長) 私から全般的事項1の補足説明をします。都市計画決定権者とか事業者からの返事で、「一般的な手法によって、条例環境影響評価の手法に則ってやっています」という返事が非常に多かったもので、それだけでは少し十分ではないのかと思いましたので、そういうことに限らず、できる範囲のことをやってほしいという趣旨で、「また」以降の4行を加えさせていただいております。

(事務局) 2について説明します。2事業実施段階における追加的な調査、予測及び評価の実施。予測及び評価には不確実性がありますので、評価書、事後調査計画書には詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中、供用後において事後調査を実施することを、これはすべての環境要素に共通することなので、ここで最初に述べております。

事業者からも説明がありましたが、そもそも事業化がいつされるかがわからないため、工事着手がいつになるかわからず、工事期間も長期にわたり、工事自体も長ければ10年以上はかかることも考えられます。その間に自然環境や社会環境、生活環境が予測し得なかったことが、生じることが考えられるため、必要に応じて事後調査の項目の追加を検討して、追加的な調査、予測及び評価を行い、あらかじめ適切な環境保全を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること、を記載しています。

また委員からのご意見でも環境保全措置の効果、検証が十分な期間となるように検討してほしいということがあったので、最後の一文で、事後調査の実施期間を検討してほしいと述べております。いかがでしょうか。

(会長) はい、結構だと思います。

(事務局) 3適切な環境保全措置の検討。事業者見解の中で、環境保全措置の具体化にあたって適切にという言葉が、よく見られたと思いますが、これまでの調査結果や専門家の助言を踏まえて環境への影響の回避、低減を優先して検討し、環境保全措置の内容が適切で十分なものになるよう努めることを求めています。

実際、事業実施段階において環境保全措置を検討して、必要に応じて環境保全措置を実施していくことになると思いますが、その内容と効果を事後調査報告書に記載すること、で結んでおります。いかがでしょうか。

(会長) よろしいでしょうか。はい、次にいきましょう

(事務局) 4地域住民等への丁寧な説明。地元の理解と協力を得ることが事業を円滑に進めるためには不可欠であるので、まず条例のアセス手続きの中で、評価書の縦覧等にあたっては、地元で周知を務めること。事業の地元説明は丁寧にし、環境保全に関するデータは最大限公開して、透明性を図るようにと、ここは結んでおります。

(会長) よろしいですか。続いて、個別事項をお願いします。

(事務局) 4ページのII個別事項、1大気質についてです。これは方法書の知事意見でも書いてあるところを踏まえ、庁内関係課、一般、伊豆市、河津町からの意見も踏まえて、まとめております。

事業実施区域その周辺は、谷や尾根が入り組んでいて複雑な地形で、トンネルや高架が多く計画され、夏季や河津桜まつりなどの行楽シーズンには短期間に多くの観光客が来訪して、交通量が著しく増加するという地域特性がありますので、大気質に及ぼす影響が懸念されることから、自動車の走行に係る大気質のモニタリング等を検討しまして、供用後の測定値が準備書で予測及び評価した結果を上回る場合は、必要な環境保全措置を講じることを求めています。

(会長) はい。騒音・振動も、臭いまで一緒に説明してください。

(事務局) 騒音・振動・低周波音につきましては、山間地の静穏な自然環境であるので、工事中の工事車両や供用後の自動車の走行にかかる騒音等についてモニタリング等を検討して、地域住民の生活環境、動物の生息環境への影響を回避、低減するよう配慮を求めています。

3臭いについて、工事の実施によりpH調整剤等の使用による化学物質や建設機械からの排気ガス等による臭いの発生が懸念されますので、清浄で豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえて、環境への影響を回避、低減するよう配慮することを求めています。

(会長) はい、質問はございませんか。続いて、4局地風からお願いします。

(事務局) 4局地風、本事業では橋梁が多く計画されており、大規模な地形変化が生じて、風況が急激に変化しまして局地風が発生するおそれがあることから、風環境への影響について最新の知見を踏まえた対応を検討し、適切な環境保全措置を講じること。

(会長) はい、次よろしいですか。はい、どうぞ。

(事務局) 5水質(1) 工事に伴う排水等の影響について、工事の実施に伴いアルカリ性の排水等により水質への影響が懸念されます。このため、排水処理設備の設置等を検討し、必要な環境保全措置を講じること。

(2) タイヤの摩耗による粉じんの影響、自動車の走行に伴いタイヤが摩耗すると亜鉛等を含むマイクロプラスチックの粉じんが発生し路面に堆積する場合があります。路面に堆積した粉じんが雨水等を介して河川に流入することにより水質に影響を及ぼすことがあることから、最新の知見を踏まえた対応を検討し、適切な環境保全措置を講じること、としております。

(3) 水生生物への影響、工事中の排水に土工等に伴い流出した土砂の細粒分が含まれ、河川や沢の水底に堆積することにより、河川に生息する水生生物の生息域及びその周辺の水底の粒度状況が変化して影響を及ぼすことがないよう環境保全措置を講じること。

(4) 伏流水への影響、河川の水底への土砂の堆積により、河川水の地下への浸透が阻害され、伏流水に影響を及ぼすおそれがある。特に、河津町では河川の伏流水を水道水源に利用している地域があることから、沈砂池や濁水処理設備の設置等を検討し、伏流水への影響を回避、低減するよう環境保全措置を講じること。

(5) わさびの生育への影響。わさびの生育には、良好な水質と十分な水量が必須であり、工事中及び供用後の排水等が原因で河川の水質が変化することにより、わさびの生育に影響を及ぼすことがあります。このため、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、水温などの水質に関する事後調査を実施すること。

わさび田については、湧水・水源の保全及び道路排水等の流入防止対策のほか、適当な日照量を確保するなど、わさび田への影響を回避、低減するよう環境保全措置に講じること。と、結んでおります。

(6) 地下水の水質への影響。対象事業実施区域及びその周辺には、鉱山跡地が分布し、自然由来の重金属を含んでいる地質が存在します。このため工事の実施による自然由来の重金属等の地下水への溶出が懸念されることから、事業実施段階においては、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施し検討を行った上で地下水に及ぼす影響を回避、低減するよう、環境保全措置を講じること。としております。

(委員) (6) 地下水の水質への影響は、資料9-1でどこに当たりますか。

(事務局) 資料9-1の14ページ、No.68とNo.69です。

(委員) 資料9-1のNo.69を見ると、重金属の含有の有無を事前に確認して、事前に対処する内容となっているということなんですね。そのことが、ここから読み取れないんですけど、それはいいんですか。つまりこれは、ボーリング調査とか土質試験等の地質調査を実施し検討を行ったうえで環境保全措置を講

じると書いてあり、実際に溶出試験を行うことは書かなくても大丈夫ということなんでしょうか。重金属の含有量を確認するということは。

(事務局) 少し説明の言葉が足りてないです。

(委員) そうですね。これだと、方針が書かれているだけで、実際に事前に確認して流出させないことを基本としております、と書いてあるので、それがわかるような一文があればいいと思うのですが。

(事務局) はい。では、溶出を防止する環境保全措置を講じることを、環境保全措置の前に書き加えればよろしいでしょうか。

(会長) 事業者が流出させないことを基本とすると答えている以上は、流出させない措置を講じることと書けばいいのではないかな。委員、どうですか。

(委員) そうなんです、私が言いたいことは、ボーリング調査や土質試験等の地質調査によって、それが行われるわけではないので、溶出試験はやはり実施しなければだめなんですよ。

(事務局) はい。流出させないことが基本であるのは間違いないと思いますので、そこを検討した上でなくて、溶出試験をして、溶出させないような環境保全措置をするようなことで、この文章は書き変えたいと思います。

(会長) では、そのようにお願いします。はい、委員どうぞ。

(委員) 先ほどの5ページ(3)水生動物への影響のところ、3行目のアユ、モクズガニや希少種の水生昆虫の生息環境とありますが、これは水生昆虫の場合、希少種というよりは餌料生物になるので、ここは、むしろ希少種ではなくて、餌料生物である水生昆虫の生息環境にした方が、一般的な話になると思います。ですので、特定の種類というよりは全体的な種ということで、餌料生物であるとしてはいかがでしょうか。

(会長) ”じりょう”とは。

(委員) 餌。魚の餌になる生物。これがみんな出ていってしまうから。

(事務局) 修正したいと思います。

(会長) では、そのようお願いします。次、続けてください。

(事務局) 6 地盤 (1) 土地の安定性への影響。伊豆半島の地質は、熱水変質や金属鉱床等が分布する脆い地域であり、工事の実施等により斜面崩壊等が発生するおそれがあることから、土地の安定性に係る熱水変質帯等の予測及び評価並びに環境保全措置について評価書に詳細な内容を記載すること。事業実施段階においてはボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施し、必要な解析を行った上で土地の安定性に関わる影響の回避、低減をするよう必要な措置を講じること。としております。

(会長) はい、委員。

(委員) 最初の 1 行目で、熱水変質というのは、現象のことです。なので、それが分布するというのは変な文章になっています。熱水変質等により脆い性質というのは、実は論理的にそんなによくない文章と思うので、答申書の案を生かして熱水変質岩としたら大丈夫かと思います。熱水変質岩や金属鉱床等が分布する、ということならいい。だから「岩」を追加してください。

(事務局) はい、わかりました。修正したいと思います。

(会長) 次、続けてください。

(事務局) (2) 貴重な地形及び地質への影響。対象事業実施区域及びその周辺には、ジオサイトが分布しているから、工事の実施による貴重な地形や地質等への影響を回避、低減するよう、配慮すること。としております。

7 地下水及び河川の流量。工事の実施及び施設存在により、天城山系における地下水及び河川の流量に影響を及ぼすおそれがあるが、準備書における解析結果は不確実性が高いことから、より精度の高い三次元水収支解析等の定量解析を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の内容を評価書及び事後調査計画書に記載すること。としております。

ここで言う「準備書における解析結果は」というところは、ボーリング調査等をやっていないところで、高橋の水文的手法とタンクモデルで実施した解析結果のことを指しております。本日、途中経過でありましたが、都市計画決

定権者から三次元水収支解析の定量的解析の経過報告がありましたが、それを評価書及び事後調査計画書に記載することとしております。

また、庁内の三次元水収支解析に詳しい職員から「より精度の高い」という表現があまり適切ではないのではないか、という指摘も受けております。理由は、まだボーリング調査等の詳細な調査をしていない段階で、そこまで精度の高いものは求められないのではないかという主旨です。

第 2 段落に移りたいと思います。温泉、わさび田、水道施設等の水を利用する施設に流量の影響が出るかもしれないので、事前に工事着手前、工事中、及び供用後において、事後調査を実施すること。工事着手前の事後調査については、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施した上で地下水及び河川の流量に係る調査、予測、評価を行い、トンネル掘削時の効果的な出水防止対策及び環境保全措置を詳細に記載し、工事着手前の事後調査報告書を提出すること。地下水及び河川の流量に係る環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果、専門家の助言等を踏まえ、環境への影響の回避、低減を優先的に検討すること。としております。

(会長) はい、委員。

(委員) 三次元水収支解析については、私も先ほどの庁内の意見に賛成なんですけれど、逆にボーリング調査や地質調査を行った後、それをアップデートするというのを求めてもいいのかなと思います。なので、今は上の方の文章に、より精度の高い三次元水収支解析等の定量解析を実施した上で、と書いてあるんですが、後ろの文のボーリング調査や土質試験等の地質調査の結果を反映したうえで、三次元水収支解析等を改善し、みたいな形の方がいいのかなと思います。

(事務局) アセス手続を代わりにやっている都市計画決定権者に、今後の進め方を聞いてみたのですが、工事着手前にボーリング調査をして、ボーリング孔を地下水位等のモニタリングの観測井として使用し、対応していきたいということでした。理由は、やはり予測に不確実性があるので、例えば三次元水収支解析で水量の低下が少ないと予測されているところが、もしかしたらものすごく低下するかもしれないので、どちらかということ工事着手前には、現地に即した観測井をより多く掘って、モニタリングの対応していきたいというような旨の説明がありました。そういうことを聞いておまして、案ではそこまでは書いていない内容になっています。

(委員) 地下水の観測とか、地質調査に基づいて、さらに改善できるといいと思いますが、この文章を読む限り、より精度の高い三次元水収支解析が、何をもちいて精度を上げるのかというところが、不明確だと思います。よりよいモデルのことを指しているのか、それとも現地の情報をアップデートして、精度を上げるのかというところが不明確と思ひまして、ここで求めているのは、よりよいモデルを使うというよりも、現地情報をアップデートして、精度を上げるということだと思ひるので、それがわかるような文章になるといいと思ひます。

(事務局) そうすると、ボーリング調査等の現地調査をした上で、現地に即した予測、評価という主旨でよろしいでしょうか。

(委員) そうですね。

(会長) 一回でなくて、よろしいんでしょうか。やるのは。最初に三次元水収支解析を実施して予測、評価を行って、それで工事着手前にはボーリング調査等をやって、そういう意味の精度を高めるということではないのですか。

(委員) 私もこの文章だと、より精度が高いというのが、なぜ精度が高くなるかという理由は不明確だと思ひていて、具体的に言うと、一番効いてくるのは地下の地質なんですよ。だから、いま言われたわれたようにボーリング調査等の情報がそこに入れこまれるのであれば、より精度の高い解析が可能かなと思ひますね。だから現状だと意味が不明確で、もし三次元水収支解析を入れるのであれば、ボーリング調査等で地下の地質を把握した上で、より精度の高い解析を行うというふうにするべきだなと思ひます。

(委員) 今回、示された三次元水収支解析は、2カ所の地下水位とか湧水に合うように、透水係数を合わせにかかっているわけですね。その2カ所については適切に説明できているかもしれないですが、残りのポイントというのが、かなり大雑把な仮定の基に、地質構造や透水係数も与えるという感じなので、そこを現地情報に基づいてアップデートできるといいと思ひます。

(事務局) 先生お二人の主旨を踏まえまして、地質調査を実施したうえで現地に即した情報を踏まえてアップデートしていくというような趣旨の文章を考えたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

(会長) どの段階でアップデートするかをしっかりと書いておかないと。上の文章、事後調査計画書に記載することという意味で、三次元水収支解析をやりなさい、下の方は工事着手前の事後調査について書かれているので、そこはしっかりとしておいた方がいいと思ひます。

(事務局) 主旨としては、事後調査計画書は、半年後くらいに出てくるかもしれないです。ただ工事着手が5年先なのか10年先なのか、まだ分からない状況なので、もう少しそのアップデートのところを入れるとすれば、3段落目で「工事着手前の事後調査については」のところ、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施した上で、アップデートしていくという主旨の文章を考えたいと思ひます。

(会長) 定量解析の内容はアップデートした上で、ということですね。

(委員) そうすると事後調査計画書と、実際の工事着手とのタイムラグがあるという話で、三次元水収支解析はどこでやることになるんですか。

(事務局) その点ですけれども、本日説明があった三次元水収支解析については、現段階では参考資料ですが、本日の委員の方の御意見等も踏まえて、都市計画決定権者としては、評価書の段階で、現在わかっているデータで、まずは水収支解析を出して、評価書に載せる。その上で、実際に事業が進んだ後にボーリング調査ですとか、さらに詳細な地質調査を進める。事業者の計画ですので、その調査を踏まえて、実際に工事に着手する前の段階までに改めて見直してアップデートする、そういうようなイメージでまとめるということ、いかがでしょうか。

(委員) ああ、なるほど。今日は参考資料だったけれども、評価書の段階で公開されて、さらにはアップデートされるということですか。

(事務局) そうです。本日は途中経過の、まだ参考資料ですが、評価書の段階で載ってきて、公表されます。

(委員) 先ほど指摘されたことなんですけれども、「より精度の高い」というのはなかなか難しいですね。「より精度の高い」というのは、いま出ていることには公式にはないから。そうすると、「より精度の高い」ということは、どうということかなということになりますよね。

(事務局) 高橋のタンクモデルと比べて、より精度の高いという意味で書きましたが、県庁の関係職員から「この書き方ではよくない」という指摘を受けています。

(委員) そうですね。私もそのように読み取れなかったので、文章を変えた方がいいですね。そもそも、この参考資料をみているから「より精度が高い」とは、どういうことかと思うんだけど、そういう意味ではないですね。

(事務局) 案の書き方が悪かったと思います。準備書の段階では、高橋の水文学的手法で解析し、それで、いま都市計画決定権者が実施した三次元収支解析は、準備書には記載のない参考資料となりまして、方法書の知事意見を踏まえて、評価書までには、三次元水収支解析を行うということです。

(委員) わかりました。非常に明確になったんですけども、この文章からはそれは読み取れないです。

(事務局) 申し訳ありません。修正します。

(会長) そうすると、上は「より精度の高い」を削除する。三次元水収支解析等の定量解析を実施した上で、評価書及び事後調査計画書に記載すると。

(事務局) そうです。

(会長) それで下の方で、工事着手前の事後調査については、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施した上で、三次元水収支解析の何て言うんですか、精度を高めるといいますか、その時は精度を高める、精度を高めた上で、予測、評価を行うということでしょうか。

(事務局) 三次元収支水収支解析という言葉を使ってしまうと、5年後10年後にもっといい解析手法が現れたときに古い手法を限定して使うことになるということもあるので、先ほど委員が言われたアップデートというところを踏まえまして、データを更新してとか、そのような表現がよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。

(会長) なるほど。では、データを更新するという表現で、お願いします。

では続いて、要領よく8ページからお願いいたします。

(事務局) 8ページは、動物・植物・生態系についてになります。8動物・植物・生態系については、重複しているところが多少ありますが、それぞれ項目ごとに意見を述べております。

(1) 地下水及び河川の流量の減少による影響。河川水が減少するリスクがあるり、動植物の生息、生育環境やわさび田の栽培等の農業・林業に影響を及ぼす懸念があるため、動植物及び生態系に係る予測及び評価に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中及び供用後において、事後調査を実施すること。

2段落目は、本事業は工事期間が長期にわたり、事業実施区域の社会環境、動植物及び生態系についても追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること、事後調査の実施期間を十分に取るように。と結んでおります。

(2) 適切な環境保全措置の検討。工事の影響が予測された動物のうち、環境保全措置の効果に不確実性がある全ての種については、工事着手前、工事中、供用後の事後調査を実施すること、事後調査の内容は検討した上で、調査、予測評価を行って、適切な環境保全措置を講じること。これも事後調査の期間は十分取ること。と結んでおります。

(3) ロードキルによる動物への影響。シカやイノシシ等の大型哺乳類等の生息状況及び周辺の道路におけるロードキルの実績を把握した上で、侵入防止柵の設置等の環境保全措置をしまして、評価書に詳細に記載すること、事後調査の実施を検討すること。としております。

(4) 鳥類の生息環境への影響。工事の関係で樹木の伐採をすると、鳥類全般が巣が作れなくなってしまうこともあり、生息環境への影響のおそれがあります。このことから、土地の改変や樹木の伐採を抑制して、環境保全に努めること。としております。

(5) ミゾゴイ、サシバの繁殖への影響。計画ルートは、ミゾゴイ、サシバの営巣地を通過します。そのため、営巣地そのものが消失するような影響を及ぼすおそれがあります。このため工事の実施に伴いまして、切土、盛土、土工や樹木の伐採を抑制して、ミゾゴイが好む谷地形や樹林を保全するように努めること。営巣地への影響の回避を優先的に検討して、影響が低減されるよう措置を講じること。工事着手前の事後調査を実施し、ミゾゴイ、サシバの営巣地が新たに確認された場合は、渡来から繁殖期における営巣地周辺の工事の延期や工事内容の変更等を検討し、繁殖を妨げない実績のある環境保全措置を講じること。としております。

(会長) はい、委員。

(委員) (4) と (5) についてです。(4) の 3 行目の「伐採を抑制し」の後に、これは事業者から、道路の構造に支障がない改変部分には、広葉樹の植栽を行うようなことを説明しているのです、例えば、そういうのをここに書くというの、どうでしょうか。

(事務局) 法面緑化のところでしょうか。

(委員) 法面緑化ですかね。法面というか改変部分に道路の構造に支障がない場所ということで、やはり法面緑化なんですか。

(事務局) 資料 9-1 で事業者見解をまとめたところだと、法面緑化のところ、資料 9-1 の 25 ページ、No.124 の事業者見解で、「法面緑化等における採餌環境の提供という観点で検討可能と考えます」と、事業者見解ではそのように示されています。

(委員) 事業者見解で示されたので、ここに環境の保全というのが具体的にないと、その伐採を抑制するだけでなく、伐採してしまったところを復元するみたいなことを入れていただくのが、ここに適切なかどうか判断がつかなかったの、入れなくてもいいのであれば、それで大丈夫なんですけれど。

(事務局) (4) については、基本は回避の主旨で、木を切らないようにと書いています。例えば (5) ミゾゴイ、サシバの繁殖への影響の最後の方に「繁殖を妨げない実績のある環境保全措置を講じること」と書いていますが、ここに「繁殖を妨げない並びに採餌環境を復元する」で、どうでしょうか。

(委員) はい、では先に (5) を直していただきたいです。(5) の分量が多いので、整理しなければいけないと思います。私が一番お願いしたいのは、営巣地への影響の回避が最優先ということと、評価書や事後調査計画書にきちんと対策をすと言っていることを書いてほしいということで、ここで大きく言っておきたいことは、その 2 つです。

それで 2 行目「営巣地そのものが消失するような」はなくてもいいと思います。生息環境に重大な影響を、「重大な」が入ればいいと思います。それから「伐採を抑制し」と、「ミゾゴイが好む谷底地形」という文章のところは、こ

こはミゾゴイとサシバの営巣地、両方についてなので、この部分はいらなと思います。「営巣地の影響を優先的に検討し」のところは「検討すること」で区切って、検討することと強く言えばいいと思います。その後の「ミゾゴイやサシバの」ところからの 4 行を、ここが一番言いたいことなので、これを入れて頂けるといいと思います。それで、最後の 1 段落 4 行は、私は従来の保全対策として繁殖に使った場合は工事の延期とか、内容の変更とかを考えてほしいという気持ちはあるんですけども、事業者が馴化という新しい方式を取り入れたいと言っていて、資料 4-5 の No. 14 の事業者見解にも、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は関係機関と協議して、専門家の指導を受けながら措置をしますと見解を示してくれているので、最後 4 行はなくても、その前の部分の 4 行があれば十分伝わると思います。いかがでしょうか。

(事務局) はい、そのように修正します。

(委員) それで、その 2 行下の「抑制し、」の後のは、「抑制し、営巣地への影響の回避を優先的に検討すること」でいいかと思うんですけど。

(事務局) 確認しますと「工事の実施に伴う切土、盛土等の土工や樹木の伐採を抑制し、営巣地への影響の回避を優先的に検討すること。」とします。

(5) の 2 段落目、ミゾゴイやサシバの繁殖経過の確認、馴化や採食等に係るというところで、配慮して、ここに採食について、書き入れています。

(委員) サシバの餌場になるようなところは、広葉樹ではなく、水田の畔のような草地環境をイメージしてます。なので、ミゾゴイの場合は森が必要なので、ここに先ほどの広葉樹の植栽ということも、配慮して「馴化や採食環境に係る具体的な環境保全措置」とすれば、ミゾゴイの採食環境はこういうところだし、サシバに必要な採食環境はこうなので、採食環境を環境保全措置で補うことができるのかどうかを、具体的に書いてくださいねということです。

(事務局) 「馴化や採食環境等に係る具体的な環境保全措置」に修正します。

(会長) 今、時刻が 4 時ですけども、委員の皆さんよろしいでしょうか。最後まで行き着きたいと思います。委員の皆さん、事前に答申案を一度見ていただいているので、事務局の説明は項目と要点だけ言っていただいて、あと委員の皆さんから御発言いただくという形で進めたいと思います。

(事務局) (6) 日照量の減少に伴う水生生物への影響。これは橋が架かることによって、日陰ができて日照量が減少し、河川水温が変化することにより、生息環境へ影響を及ぼすのではないかということで、道路構造物について、検討するにあたっては、水生生物の影響を回避、低減するように環境保全措置を講じることを求めています。

(会長) 続いてお願いします。

(事務局) 10 ページ (7) 沢枯れや土壌の乾燥化等による希少動物・水域生態系への影響です。トンネルの工事や存在によって、地下水や河川の流量の減少が予測された場所で、希少動物や水域生態系に影響を及ぼすおそれがあります。予測は不確実性を伴いますし、工事の期間が長期にわたりますので、沢枯れや土壌の乾燥化のリスクがあります。そのため、河川及びその周辺に棲息する希少動物及び水域生態系への影響、具体的な環境保全措置について評価書、事後調査計画書に詳細な内容を記載して、工事着手前、工事中、供用後において、事後調査を実施することを求めています。

事例としまして、ハコネサンショウウオの生態について書かれています。環境保全措置としては、トンネル湧水を河川や沢へ導水する場合は、水温や水質に留意し、措置内容が適切で十分になるようにすること。としております。

(会長) この部分の当初案は希少動物への影響ということで、全種調査をするような形で、実は記述されていたんですね。ところが環境アセスの性格上、通常のやり方であれば、注目すべき種、群集を抽出した上で、保全すべき対象を優先して選定し、保全すべき対象について、予測、評価、保全措置をとるとというのが原則なので、この時点で全種調査を今の段階から事後調査で実施しなさいというのは、なかなか難しいと考えました。それであれば、水域生態系という言葉にして、水域生態系が守られるということが重要なので、今回、典型性として、ハコネサンショウウオが上流域の生態系の典型性ということで選ばれているのでハコネサンショウウオを指標種とした水域生態系の保全を図る、ということで事後調査を実施してほしいと修正させていただきました。そうすれば、ある意味、ハコネサンショウウオを頂点とする全種調査に近い調査をどうしてもやらなければいけなくなるので、そういう表現にさせていただきました。

(会長) はい、委員どうぞ。

(委員) 会長の考えで結構ですが、少し文章的に会長が言われたようなことが、うまく表現できてないという気がしたものですから、一つの例として、この文章を生かすということで、「両性類群集は、」というのを最初にして、ハコネサンショウウオ等の両性類群集を水域の生態系の指標種となることから、こういった生物を事後調査を行うこと、としては、どうでしょうか。

(事務局) 読み合わせをお願いします。「このように両生類群集はトンネル工事の実施及び工事の存在による地下水及び河川の流量が減少した場合、最も影響を受けるおそれがあることから、ハコネサンショウウオ等が水域生態系の指標…」ということで、よろしいでしょうか。

(委員) そうですね、指標種となること。要するにハコネサンショウウオが、指標種でもあるということで、それを中心として両生類群集の事後調査もしてくださいという意味です。

(事務局) 水域生態系の指標種となるため、生息が確認された両生類群集を事後調査の対象とすること、というような主旨でよいですか。

(委員) そうですね。可能ならば、繁殖状況を含めるように書くといいです。要するに、結構、長生きするものですから、個体はいるけど繁殖していない状況だとまずいです。繁殖するために川に集まってくる場所があるはずですから、その意味で、繁殖状況を含めた事後調査としておけば、大丈夫です。

(事務局) 繁殖状況を含めたという文言を入れ、事後調査の対象とすること。ということですね。そのような主旨で修正します。

(委員) はい、そうですね。主旨とすれば、そういうことです。

(会長) 続いてお願いします。

(事務局) (8) トゲアリの環境保全措置。トゲアリの環境保全については、営巣地の移設による定着を確実にするための具体的な検討内容を、評価書及び事後調査計画書に詳細に記載すること。

(9) 陸産貝類の生息環境への影響。少し端折ります。陸産貝類は、移動能力が低く、地下水の減少に伴う土壌の乾燥化等で、生息環境に影響を受けた場所では個体群が絶滅するおそれがある。このため、工事着手前、工事中及び供

用後の事後調査の内容を検討した上で、追加的な調査、予測、評価を行い、環境保全措置を講じることともに、その内容を事後調査報告書に記載すること。環境保全措置の具体化に当たっては、調査結果、専門家等の助言を踏まえて、回避、低減を優先的に検討すること。

(10) 道路照明による水生昆虫への影響。道路照明による水生昆虫への影響について、羽化した成虫が走光性によって移動し、減少するおそれがあることから、環境保全措置を講じるとともに、水生昆虫の種や生息数について、事後調査の実施を検討すること。とします。

(会長) はい、委員どうぞ。

(委員) (10) 道路照明のところで、実際に減少する例もあると思いますが、反対に集まってくる可能性もあるので2行目で、「走光性によって本来の生息域から移動することで、資源量に影響を及ぼすおそれがあることから」としてはどうかと思います。そうすると、増えたり減ったり、両方入りますので。

(事務局) はい。「成虫が走光性によって本来の生息域から移動することによって資源量に影響を及ぼす」と修正します。

(会長) 続いてお願いします。

(事務局) (11) 沢枯れや土壌の乾燥化等による希少植物への影響。地下水や河川の流量が減少した場合、植物に影響を及ぼすことを書いておまして、環境要素が違うので動物と同じようなことを求めています。例として、河津町沼ノ川に分布するヤクシマホウビシダ、荻ノ入りシダ植物群落のように、シダ植物が特に豊富なこと挙げ、湿潤環境を好む希少植物や個体群は、最も影響を受けるおそれがあるので、事後調査の内容を検討し、準備書で抽出した植物の注目すべき種、個体及び群落等を改めて確認した上で、追加的な調査、予測、評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載することとしています。希少植物の個体数を減少させないよう回避、低減を優先的に検討し、措置の内容が十分なものになるように努めることを求めています。

(12) 巨樹・巨木林への影響。伊豆市の月ヶ瀬インターの方に15m程度の高さで幹周2mを超えるエドヒガンがあります。計画ルート上に生育しているので、直接的変化を受けると予測されています。環境保全措置に移植を挙げますが、移植が困難な場合は、道路線形の見直しを含めて、回避、低減を優先的に検討することとしています。

(13) で法面緑化等による環境保全の留意事項をまとめています。ア動物の食害防止、イ外来種の侵入防止、ウ積極的な措置内容の検討、としています。

13 ページ、9 景観について、事業実施区域にはジオパークがあり、大規模な土地改変を行って、道路が存在することにより、主要な眺望点からの景観やスカイラインなどに影響を及ぼすおそれがあります。このため主要な展望地、景観資源及び展望景観への影響を回避、低減するよう配慮し、その内容を評価書に詳細に記載すること。特に地域固有の一体的な景観を形成しているので、施設が存在により景観に影響を及ぼすおそれがある場合は、道路構造物の規模、形状、色彩等の様々な観点から、具体的に検討し、景観に配慮した環境保全措置を講じることとしています。

(会長) はい、委員お願いします。

(委員) まずは前置きです。伊豆縦貫道を建設することにより、地域にとっては大変な地域振興の一翼を担うという観点があります。特に観光資源としての、道路の利用と役割があり、道路における景観の役割があります。今までは、景観保全という観点から影響評価を行うということです。道路を建設することによって、新たな風景の創出、創造するという観点に対して、どのように文章を直したらよいかと思っております。

今の文書を生かすと7行目になります。先の知事意見もある天城山周辺においてのハイキングコースは、「11 人と自然との触れ合い活動の場」の内容で、この「景観」からは、削除した方がよいと思います。

その後で「このため、事業実施段階においては、道路構造物の存在等により、景観に影響を及ぼすおそれがある場合は、その規模、形状、色彩、緑化等の多角的かつ具体的な観点から、景観に配慮した環境保全・創造措置を講じること」としてください。

また、上から4行目で「主要な展望地、景観資源及び展望景観への影響を回避、低減するよう配慮する」と書いてありますが、景観創造するという文言を入れてもよいのではないかと思います。

このたびの伊豆縦貫道は、道路デザインに対して、とても配慮していますので、どのように文章に組み込んだらよいのか、表現できる文章にしたいと思います。特に高規格道路構造物ですので、自然環境との調和を目指し、景観環境技術がかなり進化しているので、CO₂削減、道路舗装や素材面等に対する配慮がなされています。

(会長) どうしたらいいかな。今の整理、少し難しいですよ。それは環境アセスの範疇とっていいのでしょうか。環境への配慮、つまり環境への影響の程度をより小さくするという意味で、より良いデザインを選ぶことあると思います。しかし、デザインは検討しなければならないけど、環境アセスで扱うのは、それはあくまでも環境への影響の程度を小さくする、より小さくするための措置ですよ。

(委員) でも、皆さん先生方が言われているモニタリングと同じような位置づけかもしれないですね。

(会長) モニタリングするのは、あくまでも影響があるので、その影響の程度を確認するために行うものです。例えば、生物の影響を考慮した時により多くの生物が、今までよりも生息できるように環境を新たに創造してくださいと言われると、それは環境アセスの範疇を越えてしまうように思います。

(委員) ただ道路を造るということで、むしろ今までよりも、よりいい景観を創造してくださいという主旨です。保全するとは言いませんが。

(事務局) 先ほどの調和という表現で、いかがでしょうか。

(委員) そうです。そうですね。自然とのバランスを取るようにしてくださいという調和、ハーモニーということです。

(会長) そうですね。自然との調和に十分配慮した設計、計画とするということになりますかね。

(事務局) それでは、「展望景観への影響を回避、低減し、自然環境との調和を図るように配慮し」というような表現で、いかがでしょうか。

(委員) そのようにしてください。

(事務局) では、そのように修正します。

(委員) 10文化財です。下田街道は、住民はじめ、いろいろ民間の方たちと合意形成しながら残すための検討されていることを踏まえて、6行目の「また、

事業実施段階においては」の文章は、また前と同じ文章が続くので、「関係機関との協議、合意のもと適切な措置を講ずること。」としてください。

11の人と自然との触れ合い活動の場です。9景観も10文化財の章も、「対象事業実施区域には」と書いてありますので、同じ文言を入れたらよいと思っています。

(会長) 一番、最初の書き出しに入れるということですか。

(委員) はい、そうです。特に6行目は重複した内容です。先ほど、この項目から削除してくださいと申しました「天城山周辺においてはハイキングコース…」を次の項目に入れ、この移動景観については、シークエンス景観等を踏まえた表現に変更した方がよいと思います。景観法の中では、巨樹・巨木が重要な景観材になっているので、ここに記述し頂ければと思います。

最後のところに、何か騒音に対する、走行音による環境への影響ということが書かれていますが、これはいいんですか、このところで。

(事務局) 人と触れ合いの場のハイキングコースを歩いている中で、橋梁が真上にきて、道路の騒音等があると、人と触れ合いの場が現状よりも環境への影響があるので、緩和策を講ずることと、という意味でここに書きました。

(委員) 先ほど申しましたように道路構造物の規模、形状、色彩等を検討するという文言にした方がよいように思います。

(事務局) はい、御意見を踏まえ修正します。

(委員) 巨樹・巨木と言うのは、景観あるいは人と自然の活動の触れ合いの場のところに入れるのでしょうか。

(会長) そもそも植物の項目の中で巨樹・巨木林があれば、それを抽出することになっています。それで選定されたので、最終的にそのところに巨樹・巨木林というのが入っているんですけど、それを景観のところに入れるにはどうしたらいいか。巨樹・巨木と、巨樹・巨木林は違うので、いま言われている巨樹・巨木は一般論としての大きな木とか大きな林とか、そういう意味ですよ。

(委員) 太郎杉などです。

(会長) 巨樹・巨木林という名称の巨樹・巨木林なんです。だから植物の方で、要するに貴重な注目すべき植物として選ばれているんです。

(委員) どうすれば巨樹・巨木が景観の方に入りますか。

(事務局) 9 景観の第 2 段落に、例えば、「荒原の棚田」の後に「巨樹・巨木林については」と追記しては、いかがでしょうか。

(会長) はい。細かく言えば、どこが該当するのかというと、準備書の中に記されている巨樹・巨木林のことだということになります。

巨樹・巨木林という場所も、ものも特定されます。つまり荒原の棚田と同じ意味になります。巨樹・巨木林というと。ですから巨樹・巨木林というのは、静岡県の巨木、日本の巨樹・巨木林という文献に選ばれているものを文献上の巨樹・巨木林というんですね。それで、景観で同じようにすると、「浄蓮の滝、荒原の棚田、巨樹・巨木林については、」となりますね。正確に言えば、「植物の項目で選出されている巨樹・巨木林については」となります。

(事務局) 文章のつながりとしては「…については、地域のこういう一体的な景観を形成している」となるので、繋がると思いますが、よろしいでしょうか。

(会長) はい。では、最後、廃棄物と日照障害。

(事務局) 12 廃棄物、これは発生土です。(1) 発生土の抑制、再利用による環境負荷の低減。土地の改変や森林の伐採に伴う発生土や発生木材等を抑制して、再利用を図り、道路の形状や工事の施工計画を十分に検討して環境負荷を軽減する、ということで、一般的なことを書いております。

(2) 環境保全措置の検討。準備書段階で発生土置き場が、まだ決定していませんので、環境基準を超える重金属が含有している可能性があります。このことから、自然由来の重金属を含む発生土が大量に確認された場合は、適切な環境保全措置を講じること、としております。

(3) 発生土の搬入・搬出等による環境への影響。大量の発生土の搬入・搬出等に伴う工事用車両の運行により、排気ガスや騒音・振動が発生し、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、工事着手前、工事中の事後調査の内容を検討すること。発生土の搬入・搬出等による環境への影響につ

いて、必要に応じ追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること、ということしております。

最後が 13 日照障害です。橋梁の存在により日陰になって日照量が減少しますので、住宅地や農地への日照障害が発生するおそれがあります。ですから道路構造物の規模、形状等の、様々な視点から十分に検討し、影響を回避、低減するよう努めることを求めています。

(会長) はい最後のページ、いかがですか。(各委員から意見なし。)

(会長) 最後のページは修正なしとします。はい、ありがとうございます。

時間も超過しており、修正は多くあるので、まずは会長の私と事務局で修正案を作成させていただくことで、御一任いただくとし、事務局と調整し修正案を作成した上で、改めて委員の皆さん方に最終確認を別途したうえで確定することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(各委員から意見なし。)

(会長) ありがとうございます。そのように進めます。委員、お願いします。

(委員) 個別事項、全体については、意見はないです。それぞれの文章で、事業者に対して最後に指示をしています。その文言が、例えば、検討すること、配慮すること、努めること等とあり、言葉の強さ、優先度というのは事務局である程度、了解した上で使っていると思います。そこは改めて、文言の表現が適当なのかどうか最終案をまとめる際に再検討いただきたいと思います。

(会長) 今回の答申案で、例えば、講じることとか、実施することとか、記載することとか、図ることと、努めることとか、いろんな表現をしてあります。それが何カ所ぐらいか事前に把握しております。文言の重み、その程度を理解した上で、最終的にはまとめさせていただき、委員の皆さん方に提示したいと思います。それでは事務局にお返しいたします。

4 閉会

(事務局) 長時間にわたり、ありがとうございました。本日の審議を踏まえまして、答申案につきましては、事務局と会長とで調整させていただき、最終案は委員の皆様にご確認いただくようにしますので、よろしくお願いたします。それでは、閉会します。